

(3) 条例の運用についての意見 ※令和元年 11 月に完成しました「生駒市自治基本条例検証報告書」の条例の運用について、委員の皆さまから頂いたご意見を記しています。
それに対応する各部署の対応状況等を、各ご意見の下に担当課名と内容を記しています。

条文	意見
(情報共有及び公開) 第 4 条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。 2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく、速やかに提供しなければならない。	1 情報共有や情報公開の実績はそれぞれあると思いますが、総合的に見て、参画と協働のまちづくりや総合計画の観点からは、その成果が見えにくいと考えます。 2 計画策定や事業実施の各段階で情報提供することにより、そこに直接関わっている人だけでなくその他の人にも理解が広がっていくと考えます。 3 現状では先進的な取り組みや工夫がなされていますが、たとえば、ホームページに「参画と協働によるまちづくり」のアイコンを設け、各部署での取り組み状況を情報化するなど、参画と協働のまちづくりを意識し、情報提供におけるもう一工夫が必要ではないかと思います。 4 市民の情報収集力には差があると思われるので、全ての市民に伝わるような情報提供の工夫や検討が引き続き必要であると考えます。

番号	所属	令和 2 年度	令和 3 年度
1	総務課	・ 情報公開の実績については、毎年ホームページに運用状況報告書として掲載しています。	令和 2 年度と同じ
	企画政策課	・ 第 6 次総合計画では「情報提供・情報利活用」の分野において、市民が必要とする情報を様々な媒体から入手できることを目標に掲げ、取組を進めています。進行管理の際には、その成果を示すことができるよう努めます。	
	市民活動推進課		・ 毎年、各部署に対して参画と協働の事業実績の調査を実施し、取りまとめ後に各部署に情報共有し、さらなる事業推進に向けて取り組んでいます。
	事業計画課		・ 協議会開催後、協議会資料及び議事概要を HP に公開しています。
2	広報広聴課	・ 計画策定や事業実施の各段階で、各事業担当課の情報提供をサポートします。	令和 2 年度と同じ
	事業計画課		・ 協議会開催日 1 週間前に HP にて開催通知の案内を行い、当日は傍聴席を設けています。 ・ 協議会委員から、委員以外の市民にお声がけをいただき傍聴に参加していただくことができました。
3	上下水道総務課		・ 市民活動推進課のホームページで「参画と協働によるまちづくり」のアイコンを設け、各部署での取り組み状況を公開します。

4	秘書課		・市ホームページや広報紙など様々な手段を用いて情報発信をしました。
	ICT イノベーション推進課	・市の保有する行政情報を誰でも活用できる形で公開する「生駒市オープンデータポータルサイト」を平成 29 年 3 月に開設しました。「オープンデータ」とは「機械判読に適したデータ形式で二次利用が可能な運用ルールで公開されたデータ」と定義され、市民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が期待されています。 ・本市では、ポータルサイト運用やデータ追加に加え、市民に向けた周知や利活用促進ワークショップ等、庁内のデータ収集や意識醸成に継続して取り組む中、市民による利活用事例も複数生まれています。引き続き庁内外の多様な主体と連携しながら、更なる普及啓発や、公開データの充実、利活用促進等を図ります。	令和 2 年度と同じ
	地域包括ケア推進課		・住民に対する情報提供については、生活や年代によって効果的なアプローチが違ってくことから、当課においては高齢者向けに紙媒体で配布するなどの工夫をしています。
	みどり公園課		・市ホームページや SNS などを通じた情報発信を引き続き行っていきます。

条文	意見
(参画と協働の原則) 第 5 条 市民及び市は、第 1 条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進する。	1 計画から最終決定まで、議論から結論に至る経過についても、多くの市民の理解を得られるような工夫が必要だと思います。 2 「参画と協働」への取組は、パブリックコメントや審議会等への参加だけでなく、地域社会との関係性を重視して行われるべきではないかと考えます。 3 研修の成果は、参加人数を指標として捉えるのではなく、研修の結果、どのような協働が始まったのかといった内容面が重要であると思います。自治の担い手である「市民」「議会（議員）」「行政（市職員）」が役割分担をしながら参画と協働のまちづくりを進めていくことが重要と考えます。 4 「自治基本条例」が市民生活の活動になかなかつながらず、関心のない人が多いように 思います。より一層の啓発が必要と考えます。

番号	所属	令和 2 年度	令和 3 年度
1	広報広聴課	・計画策定や事業実施の各段階で、各事業担当課の情報提供をサポートします。	令和 2 年度と同じ
	事業計画課		・協議会開催日 1 週間前に HP にて開催通知の案内を行い、当日は傍聴席を設けています。 ・協議会委員から、委員以外の市民にお声がけをいただき傍聴に参加していただくことがありました。 ・協議会開催後、協議会資料及び議事概要を HP に公開しています。
	みどり公園課		・話合いの過程など、詳細な情報の発信に努めます。
2	企画政策課	・市政に関することや地域の課題などについて市民が自発的に提案できる「市民政策提案制度」の運用を通じて、市民がまちづくりに参画し協働で取り組むきっかけを提供しています。	・市民政策提案制度により提案があった案件について、提案者と直接会ってディスカッションする場を設けました。このことにより、お互いの想いや提案の意図を共有した上で、取組に反映できました。
	市民活動推進課		・各事業の実施に当たり、現地に職員が出向いて対話を繰り返し、住民との関係性の構築に努めています。
3	人事課	・入庁 3 年目職員を対象として行っている政策形成実践研修は、実現可能性を考慮した政策を最終的に提案するものであり、その提案を元に関係団体との協働により、実施に結びついた施策もあることから、今後も当該研修を継続的に実施していきます。	
4	ICT イノベーション推進課	・事業者や NPO 団体・任意団体等に向けては、対話による相互理解を進め、互いの強みを活かし合う“協創”の仕組みとして「生駒市協創対話窓口」を令和 2 年 3 月に開設しました。昨今、SDGs の広がりで民間事業者等においても社会的事業参画への機運が高まりつつあります。事業者・市役所・地域など様々な主体が役割分担をしながら協働のまちづくりをより一層推進できるよう、制度の普及啓発や運用を行っていきます。	・事業者や NPO 団体・任意団体等に向けては、対話による相互理解を進め、互いの強みを活かし合う“協創”の仕組みとして「生駒市協創対話窓口」を令和 2 年 3 月に開設し、令和 2 年度には 8 件の提案が寄せられ、うち 4 件を事業化しました。

条文	意見
(まちづくり参画の権利) 第7条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。 2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な取扱いを受けない。	1 市民が参画するための情報化や機会の設定、経過についての情報提供等が妥当であるか、改善の余地はないのかなどの検討も必要だと考えます。

番号	所属	令和2年度	令和3年度
1	秘書課		・市ホームページや広報紙など様々な手段を用いて情報発信をするとともに、多様な方法を検討しました。
	広報広聴課	・広報紙や市ホームページ、SNSなどでの情報発信を行っていますが、他市の事例なども参考にしながら、逐次、改善の検討を行う必要があると考えています。	令和2年度と同じ
	市民活動推進課		・スマートフォンの無料通話アプリを試用して、情報化への改善を図っている自治会もあります。
	ICTイノベーション推進課	・市の保有する行政情報を誰でも活用できる形で公開する「生駒市オープンデータポータルサイト」を平成29年3月に開設しました。「オープンデータ」とは「機械判読に適したデータ形式で二次利用が可能な運用ルールで公開されたデータ」と定義され、市民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が期待されています。 ・本市では、ポータルサイト運用やデータ追加に加え、市民に向けた周知や利活用促進ワークショップ等、庁内のデータ収集や意識醸成に継続して取り組む中、市民による利活用事例も複数生まれています。引き続き多様な主体と連携しながら、更なる普及啓発や、公開データの充実、利活用促進等を図ります。	令和2年度と同じ
	地域包括ケア推進課		・情報発信を続けます。
	事業計画課		・協議会当日の傍聴人数や、パブリックコメントの意見から情報提供等は妥当であると考えられます。
	みどり公園課		・参加型事業の募集方法を引き続き検討します。

条文	意見
(まちづくり参画における市民の責務) 第9条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。 2 市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない。	1 個々人が自分でできることは自分で行い、余裕があればお互いに助け合えるようなまちづくりが必要だと思えます。 2 市民活動と「自治基本条例」の関わりについて、市民も意識改革が必要であると考えます。

番号	所属	令和2年度	令和3年度
1	市民活動推進課		・価値観や行動様式が多様化する中で、一辺倒な事業ではなく、ニーズに合わせて事業実施をしていきます。
	ICT イノベーション推進課	・事業者や NPO 団体・任意団体等に向けては、対話による相互理解を進め、互いの強みを活かし合う“協創”の仕組みとして「生駒市協創対話窓口」を令和2年3月に開設しました。昨今、SDGs の広がりでも民間事業者等においても社会的事業参画への機運が高まりつつあります。事業者・市役所・地域など様々な主体が役割分担をしながら協働のまちづくりをより一層推進できるよう、制度の普及啓発や運用を行っていきます。	・事業者や NPO 団体・任意団体等に向けては、対話による相互理解を進め、互いの強みを活かし合う“協創”の仕組みとして「生駒市協創対話窓口」を令和2年3月に開設し、令和2年度には8件の提案が寄せられ、うち4件を事業化しました。
2	地域包括ケア推進課		・住民自身が地域の課題について考える機会をつくれます。
	みどり公園課		・公園の維持管理活動を通じて、市民活動への参加意識を高めます。

条文	意見
(議会の役割と権限) 第 10 条 市議会は、市の意思決定機関であり、この条例の趣旨に基づき、市民自治を尊重し、その権限を行使しなければならない。 2 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視し、及びけん制する権限を有する。 3 市議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等の権限、執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。 (議会の責務等) 第 11 条 市議会は、立法機関であり、意思決定機関としての責任を常に自覚し、長期的展望をもって活動するとともに、広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。 2 市議会は、主権者たる市民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。 3 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。 4 市議会は、市の政策水準の向上を図り、市独自の政策を展開させるため、政策形成機能及び立法機能の強化に努めなければならない。 5 市議会は、行政活動が民主的、効率的に行われているか監視し、改善を推進するよう努めなければならない。 6 市議会は、議会の政策形成機能及び立法機能を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能を積極的に強化するよう努めなければならない。 7 市議会の組織及び市議会議員の定数は、この条例に基づく議会の役割を十分考慮して定められなければならない。 (議会の会議及び会期外活動) 第 12 条 市議会の会議は、討議を基本とする。 2 市議会は、すべての会議を原則公開とする。ただし、必要と認められるときは、非公開とすることができる。この場合においては、その理由を公表しなければならない。 3 市議会は、会期外においても、市政への市民の意思の反映を図るため、議会の自主性及び自立性に基づいて市の政策の検討、調査等に努めなければならない。 (市議会議員の責務) 第 13 条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市議会議員は、市民の代表者としての品位を保持し、常に市民全体の福利を念頭に置いて行動しなければならない。 3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽(さん)に努め、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。 4 市議会議員は、議会活動に関する情報等を市民に説明するとともに、広く市民の声を聴き、これを議会の運営に反映させるよう努めるものとする。	1 日常的に市民への活動報告をしていただくことが必要であると考えます。

番号	所属	令和 2 年度	令和 3 年度

条文	意見
(協働のまちづくりにおける市の役割) 第 14 条 市は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス水準の設定及び市民の活動の支援を通じて、市民による公共的サービスの提供が適正に行われることを保障するよう努める。 2 市は、必要に応じて、市民の間の調整を行う役割を担う。	1 指定管理者制度においては効果測定が重要であり、公共的サービス水準を満たしているかどうかの客観的な立場からの評価が必要と考えます。 2 指定管理者については、コストの管理や評価だけでなく、いかに市民の中で利用が広がったかという視点での評価を行わなければ、施設の設置目的達成の評価はできないのではないのでしょうか。 3 協働を進めるために、市民とどのようにパートナーシップを結ぶかを真剣に考える必要があると思います。 4 新しいパートナーシップや人材のさらなる開発が必要と考えます。 5 部局ごとに、市民とのパートナーシップを作ることが参画と協働として重要だと考えます。

番号	所属	令和 2 年度	令和 3 年度
1	スポーツ振興課		・指定管理者制度の評価について、定期的なアンケートを利用者に対して実施しており、そのアンケート結果を踏まえて、施設を利用される皆様の満足度向上を図っています。
2	みどり公園課		・指定管理者について、コスト面だけでなく、多面的な評価を行います。
4	市民活動推進課		・人材育成事業を計画し、人材の開発に繋げていきます。
	ICT イノベーション推進課	・事業者や NPO 団体・任意団体等に向けては、対話による相互理解を進め、互いの強みを活かし合う“協創”の仕組みとして「生駒市協創対話窓口」を令和 2 年 3 月に開設しました。昨今、SDGs の広がりや民間事業者等においても社会的事業参画への機運が高まりつつあります。事業者・市役所・地域など様々な主体が役割分担をしながら協働のまちづくりをより一層推進できるよう、制度の普及啓発や運用を行っていきます。	・事業者や NPO 団体・任意団体等に向けては、対話による相互理解を進め、互いの強みを活かし合う“協創”の仕組みとして「生駒市協創対話窓口」を令和 2 年 3 月に開設し、令和 2 年度には 8 件の提案が寄せられ、うち 4 件を事業化しました。
5	企画政策課	・第 6 次総合計画では、5 年後に実現を目指すまちに向けて、市民、NPO、事業者等とともに価値を共有し、解決策を創造していく協創の取組を記載している欄を新設しました。総合計画において、それぞれの部局がどのような協創を進めているのか進行管理する仕組みを構築できたことで、全庁的に多様な主体とのパートナーシップをさらに推進することができると考えます。	・第 6 次総合計画の検証シートに「多様な主体との協創の取組」欄を設け、各課担当者が市民等とのパートナーシップについて意識できるしくみをつくりました。
	人事課	・人材育成基本方針において、職員に求められる力として「協創力」を掲げ、市民や関係団体との積極的な協働による施策の企画、立案、実施を推進していくことができる人材の育成に取り組んでいます。	
	地域包括ケア推進課		・今後も地域の通いの場などの地域資源の開発に取り組めます。

条文	意見
(市の職員の責務) 第 17 条 市の職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、市民の立場に立って、創意工夫し、公正で、誠実かつ効率的に職務の遂行に専念しなければならない。 2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。 3 市の職員は、自らも生活者であり、また、生駒市の市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めなければならない。	1 市の職員として「参画と協働のまちづくり」を認識し、積極的にまちづくりの推進に努めることが重要と考えます。 2 総合計画で定めている「行政の取組」「市民ができること」「事業者ができること」など、それぞれの役割に基づいて、まちづくりを行うことが必要と考えます。 3 様々な課題が存在し、様々な属性の住民で構成される地域社会の中で、いかに「参画と協働」の議論が進められ、合意や成果が得られるかを実践していくことが非常に重要であると考えます。

番号	所属	令和 2 年度	令和 3 年度
1	人事課	・人材育成基本方針に掲げる職員の「協創力」の育成のため、新規採用職員研修等で協働をテーマとした科目を設けているほか、地域課題解決を想定したファシリテーション研修を実施しており、引き続き人材育成に努めていきます。	
	市民活動推進課		・市民自治推進委員会での議論を庁内にフィードバックし、市の職員としてまちづくりの推進に向けた意識高揚を図っています。
2	企画政策課	・第6次総合計画では、「行政の取組」「市民ができること」「事業者ができること」を明記しており、それぞれの役割を果たすことによって「5年後のまち」の実現につなげていきたいと考えています。	・市民満足度調査において、総合計画で定める「市民ができること」の実施状況を問う設問を設け、取組状況を把握しました
	事業計画課		・生駒市地域公共交通計画にそれぞれが担う役割について、記載しています。 ・生駒市バリアフリー基本構想においては、心のバリアフリーを含むバリアフリーの推進についてそれぞれが担う役割を記載しています。
	みどり公園課		・ワークショップなど、役割を意識したまちづくりを考える場を提供します。
3	ICT イノベーション推進課	・事業者や NPO 団体・任意団体等に向けては、対話による相互理解を進め、互いの強みを活かし合う“協創”の仕組みとして「生駒市協創対話窓口」を令和 2 年 3 月に開設しました。 昨今、SDGs の広がりや民間事業者等においても社会的事業参画への機運が高まりつつあります。事業者・市役所・地域など様々な主体が役割分担をしながら協働のまちづくりをより一層推進できるよう、制度の普及啓発や運用を行っていきます。 ・少子高齢化による人口減少などを背景に、市職員は今後ますます、多様な主体と連携しながら、地域のデータや市民の声による裏付けを持ち、行政課題・地域課題の解決を図る能力が求められます。そのため、行政情報のオープンデータ化促進、総合計画等に基づく適切な指標設定や進行管理、効率的な業務遂行等を目的に、データ利活用等に関する研修を平成 27 年度から実施しており、今後も継続的に実施します。	・事業者や NPO 団体・任意団体等に向けては、対話による相互理解を進め、互いの強みを活かし合う“協創”の仕組みとして「生駒市協創対話窓口」を令和 2 年 3 月に開設し、令和 2 年度には 8 件の提案が寄せられ、うち 4 件を事業化しました。 ・少子高齢化による人口減少などを背景に、市職員は今後ますます、多様な主体と連携しながら、地域のデータや市民の声による裏付けを持ち、行政課題・地域課題の解決を図る能力が求められます。そのため、行政情報のオープンデータ化促進、総合計画等に基づく適切な指標設定や進行管理、効率的な業務遂行等を目的に、データ利活用等に関する研修を平成 27 年度から実施しています。さらに、令和 2 年度には、職員が課題解決の手段として協創を戦略的に取り組めるようにするため、公民連携推進研修を実施しました
	地域包括ケア推進課		・課題に対しての行政の関与の仕方や、実際に住民で対応する内容などを整理し、今後も継続した住民活動につながるよう取組を進めます。

条文	意見
(まちづくり参画における市の責務) 第 18 条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。 2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない。	1 内部の自己評価だけでは客観評価にならないので、市民参画及び協働事業の全体的な推進や達成状況に関する評価システムが必要であると考えます。 2 いきいき百歳体操は、外出のきっかけや集いの場にもなっていて効果が出ていると思います。今後も、高齢者が住み慣れた地域で健康で過ごせる仕組み作りが必要であると考えます。 3 まちづくりに関するワークショップが増えていますが、できるだけ市内部の横の連携のもと、統合して実施してもらえればと思います。

番号	所属	令和 2 年度	令和 3 年度
1	企画政策課	・第 6 次総合計画の進行管理では、計画に掲げるすべての分野において、年度ごとに各担当課において自己評価を行い、それをもとに総合計画審議会において客観的に評価・検証していきます。	・所管している計画・戦略の進行管理については、これまでと同様、外部からの客観評価システムを取り入れて PDCA サイクルを回しました。
	人事課	・職員の人事評価制度において、協働事業を目標として設定した職員については、その事業の達成度の評価を受けるしくみとなっている。また、それ以外の職員についても、職務行動評価の項目として、「協創力」の評価を受けています。	
	事業計画課		・様々な委員から構成されている生駒市地域公共交通活性化協議会にて、計画に示している施策や事業の評価・検証を行います。 ・生駒市バリアフリー基本構想においては、必要に応じて見直しを行うと記載しており、事業の進捗管理についても協議会で行うことを予定しています。
2	地域包括ケア推進課	・高齢者が住み慣れた地域で健康に過ごせる仕組みを作るため、通いの場のさらなる拡充はもちろん、地域住民の支え合い活動（総合事業における訪問 B の活用等）への支援を行います。	・いきいき百歳体操を今後も推進します。
	図書館		・朝活読得会では、毎週高齢者の方を中心に図書館内で、図書館が開館する前の時間を利用して、ラジオ体操とストレッチ等を行い、音読をしたり歌を歌ったりしている。地域の方が主体となり会を運営しており、高齢者が住み慣れた地域で健康で過ごせる仕組み作りを進めています。
3	市民活動推進課	・庁内の横断組織として、プロジェクトチームを結成し、事業の漏れやダブリなどを洗い出し、連携を図っています。	・複合型コミュニティ事業を通じて、庁内連携の仕組みを整えたので、実効性を高めています。
	みどり公園課		・他課と連携し、ワークショップを実施します。

条文	意見
(総合計画等の策定) 第 19 条 市は、市民参画の下、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画(以下これらを「総合計画」という。)をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。 2 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定するものとする。 3 市は、前 2 項の各計画の進行管理を的確に行うものとする。	1 総合計画に基づく各分野の計画の進行管理が不十分のように思います。担当各課と総合計画の担当課とが調整を図りながらその仕組みを作っていく必要があると考えます。

番号	所属	令和 2 年度	令和 3 年度
1	企画政策課	・各計画を所管する担当課をはじめとする庁内各課と、総合計画に基づくまちづくりの考え方や、進行管理の意義等を共有します。	・担当課と密に連携をとることに加え、担当課が新たな計画を策定する際には、総合計画と齟齬が生じないよう調整をおこないました。
	ICT イノベーション推進課	・事業者や NPO 団体・任意団体等に向けては、対話による相互理解を進め、互いの強みを活かしかう“協創”の仕組みとして「生駒市協創対話窓口」を令和 2 年 3 月に開設しました。 昨今、SDGs の広がりで民間事業者等においても社会的事業参画への機運が高まりつつあります。事業者・市役所・地域など様々な主体が役割分担をしながら協働のまちづくりをより一層推進できるよう、制度の普及啓発や運用を行っていきます。 ・少子高齢化による人口減少などを背景に、市職員は今後ますます、多様な主体と連携しながら、地域のデータや市民の声による裏付けを持ち、行政課題・地域課題の解決を図る能力が求められます。そのため、行政情報のオープンデータ化促進、総合計画等に基づく適切な指標設定や進行管理、効率的な業務遂行等を目的に、データ利活用等に関する研修を平成 27 年度から実施しており、今後も継続的に実施します。	・事業者や NPO 団体・任意団体等に向けては、対話による相互理解を進め、互いの強みを活かしかう“協創”の仕組みとして「生駒市協創対話窓口」を令和 2 年 3 月に開設し、令和 2 年度には 8 件の提案が寄せられ、うち 4 件を事業化しました。 ・少子高齢化による人口減少などを背景に、市職員は今後ますます、多様な主体と連携しながら、地域のデータや市民の声による裏付けを持ち、行政課題・地域課題の解決を図る能力が求められます。そのため、行政情報のオープンデータ化促進、総合計画等に基づく適切な指標設定や進行管理、効率的な業務遂行等を目的に、データ利活用等に関する研修を平成 27 年度から実施しています。さらに、令和 2 年度には、職員が課題解決の手段として協創を戦略的に取り組めるようにするため、公民連携推進研修を実施しました。

条文	意見
(説明責任) 第 20 条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。	1 提供する情報を市側がコントロールするのではなく、一定の基準を設けたうえで、その基準に基づき情報の公開に努める必要があると考えます。

番号	所属	令和 2 年度	令和 3 年度
1	秘書課		・懇話会等については、情報に偏りのないように配慮して資料を作成しました。
	地域包括ケア推進課		・個人情報の扱いについては今後も留意します。

条文	意見
(行政組織) 第 22 条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、責任を明確にして、組織の横断的な調整を図らなければならない。	1 行政組織を変える際には、その理由等しっかりした説明がなされる必要があると考えます。 2 分野横断的な政策課題が多くなる中で、複数の課で効率的、効果的な政策を立案、実施できる体制整備が必要と考えます。

番号	所属	令和 2 年度	令和 3 年度
2	企画政策課	・分野横断的に複数課が連携して地域課題の解決をめざす新たな仕組みを検討し、段階的に行政組織にも反映していきます。また、組織改編の際には、変更理由を明確に説明します。	・効率的、効果的な政策立案・実施をふまえ、各課から意見を聴取し、組織体制に反映しました。
	ICT イノベーション推進課	・生産年齢人口減少などにより自治体の経営資源が制約される中、持続可能な行政サービスを提供し続けるには、ICT による行政手続きの革新、根拠ある政策立案等を進めることで、行政事務の生産性を向上させ、公共サービスの価値を高める必要があります。今後は、これらをより効率的かつ効果的に推進してゆくため、庁内体制構築などを含め、検討してゆきます。	令和 2 年度と同じ
	地域包括ケア推進課		・地域包括ケア推進会議を活用し、庁内横断で効率的かつ効果的な政策に繋がるよう調整します。
	事業計画課		・公共交通分野では、利用促進については広報広聴課と連携、地域公共交通の検討については市民活動推進課の複合型コミュニティと連携を行っています。 ・生駒市バリアフリー基本構想策定においては、庁内関係課と進捗状況等を確認する会議を数回実施するとともに、必要に応じてヒアリング、協議等を随時行いました。
	みどり公園課		・複合型コミュニティ事業など、他課と連携しながら進めていきます。

条文	意見
(職員政策) 第 23 条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければならない。 2 市は、職員の資質及び能力の向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽(さん)のための多様な機会の保障に努めなければならない。	1 取組を進められていると思いますが、リスクマネジメントと、その基礎となる法令遵守の徹底のための行政に係る法務については、定期的、継続的な研修が必要と考えます。 2 参画と協働をテーマとした研修を継続的に実施されていますが、研修の成果として、協働の推進にどう反映されているのかが大事であると考えます。

番号	所属	令和 2 年度	令和 3 年度
1	人事課	・「行政事務に関する意見交換会(研修)」や「危機管理広報研修」を担当課と連携のうえ定期的に実施し、法務やリスクマネジメント等についての能力向上を図っています。	
2	ICT イノベーション推進課	・事業者や NPO 団体・任意団体等に向けては、対話による相互理解を進め、互いの強みを活かしかう“協創”の仕組みとして「生駒市協創対話窓口」を令和 2 年 3 月に開設しました。 昨今、SDGs の広がりで民間事業者等においても社会的事業参画への機運が高まりつつあります。事業者・市役所・地域など様々な主体が役割分担をしながら協働のまちづくりをより一層推進できるよう、制度の普及啓発や運用を行っていきます。 ・少子高齢化による人口減少などを背景に、市職員は今後ますます、多様な主体と連携しながら、地域のデータや市民の声による裏付けを持ち、行政課題・地域課題の解決を図る能力が求められます。そのため、行政情報のオープンデータ化促進、総合計画等に基づく適切な指標設定や進行管理、効率的な業務遂行等を目的に、データ利活用等に関する研修を平成 27 年度から実施しており、今後も継続的に実施します。	・事業者や NPO 団体・任意団体等に向けては、対話による相互理解を進め、互いの強みを活かしかう“協創”の仕組みとして「生駒市協創対話窓口」を令和 2 年 3 月に開設し、令和 2 年度には 8 件の提案が寄せられ、うち 4 件を事業化しました。 ・少子高齢化による人口減少などを背景に、市職員は今後ますます、多様な主体と連携しながら、地域のデータや市民の声による裏付けを持ち、行政課題・地域課題の解決を図る能力が求められます。そのため、行政情報のオープンデータ化促進、総合計画等に基づく適切な指標設定や進行管理、効率的な業務遂行等を目的に、データ利活用等に関する研修を平成 27 年度から実施しています。さらに、令和 2 年度には、職員が課題解決の手段として協創を戦略的に取り組めるようにするため、公民連携推進研修を実施しました。

条文	意見
(法務政策) 第 24 条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任を持って法令を解釈し、条例、規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。	1 各要綱について条例に移行する必要性がないか、引き続き検証していただきたいと思います。

番号	所属	令和 2 年度	令和 3 年度
1	防災安全課	・今後も適宜必要性の検証を行っていきます。	
	SDGs 推進課	・生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金交付要綱、生駒市共同住宅共用部 LED 化補助金交付要綱については、生駒市補助金交付規則に基づき策定しているため、条例に移行する必要性はないと考えております。	令和 2 年度と同じ
	都市計画課	・条例への移行の必要性につきましては、引き続き検証して参ります。	
	みどり公園課	・みどり公園課に関する各要綱について、引き続き検証します。	・引き続き検討します。

条文	意見
(危機管理) 第 27 条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力及び連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならない。	1 今後想定される南海トラフ地震などでは大きな津波等が想定され、想定範囲を超えた人口流入等も予測されます。災害においては想定を超えた場合のことも安全弁の一つとして考えておく必要があると思われます。 2 災害復旧時の協力事業者等を効率的に運用するために必要なルール等を事前に定めることが必要と考えます。

番号	所属	令和 2 年度	令和 3 年度
1	防災安全課	・現在のところ、想定を超えた場合に備えた対策は行っておりませんが、対策を講じていくことの必要性は認識しております。	令和 2 年度と同じ
2	防災安全課	・災害復旧時の協力内容及び協力体制を明確にし、効率的な運用を行なうため、現在、複数の団体と災害復旧に関する協定を締結しております。今後も各種団体との協定の締結等を適宜進めていきたいと考えております。	・災害復旧時の協力内容及び協力体制を明確にし、効率的な運用を行なうため、現在、複数の団体と災害復旧に関する協定を締結しております。今後も各種団体との協定の締結等を適宜進めていきたいと考えております。（令和 2 年度協定締結数：8 団体）
	ICT イノベーション推進課	・事業者や NPO 団体・任意団体等に向けては、対話による相互理解を進め、互いの強みを活かしかう“協創”の仕組みとして「生駒市協創対話窓口」を令和 2 年 3 月に開設しました。昨今、SDGs の広がりや民間事業者等においても社会的事業参画への機運が高まりつつあります。事業者・市役所・地域など様々な主体が役割分担をしながら協働のまちづくりをより一層推進できるよう、制度の普及啓発や運用を行っていきます。 ・災害復旧時には、民間事業者を含む様々な主体との協力関係が特に重要となることから、包括連携協定や協創対話窓口の運用等を通じた関係づくりを引き続き進めます。	・事業者や NPO 団体・任意団体等に向けては、対話による相互理解を進め、互いの強みを活かしかう“協創”の仕組みとして「生駒市協創対話窓口」を令和 2 年 3 月に開設し、令和 2 年度には 8 件の提案が寄せられ、うち 4 件を事業化しました。 ・災害復旧時には、民間事業者を含む様々な主体との協力関係が重要となることから、包括連携協定や協創対話窓口の運用等を通じた関係づくりを引き続き進めます。

条文	意見
(広聴対応) 第 29 条 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、必要な措置を講じなければならない。	1 市民からの苦情等の情報を集約し、全庁的な業務改善に繋げる仕組みを構築することが必要と考えます。

番号	所属	令和 2 年度	令和 3 年度
1	広報広聴課	・現在でも受付けた情報を集約し、対応状況を確認するなどの仕組みをとっています。	令和 2 年度と同じ

条文	意見
(財政運営の基本方針) 第 30 条 市長は、総合計画を実現するための財政計画を定め、行政評価を踏まえて、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。	1 中期財政計画には、本来、楽観的予測に基づく値と悲観的予測に基づく値の双方が必要だと考えます。 2 中長期財政計画については、一定の策定方針をルール化するとともに、社会経済環境の変化等に合わせて見直す場合はその理由等を明確化する必要があると考えます。

番号	所属	令和 2 年度	令和 3 年度
2	財政課	・中期財政計画は、国の施策等による影響を大きく受けることから、毎年为社会情勢の変化に対応すべくローリング方式により毎年度策定を行っています。毎年更新されるため、その時点の最新情報から予測される数値のみを記載することとしています。また、策定方針のルールは、計画内に「基本的な考え方」として記載しています。	令和 2 年度と同じ

条文	意見
(予算編成、執行及び決算) 第 31 条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画の進捗状況及び行政評価を踏まえて行い、最少の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。 2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければならない。 3 市長は、予算の編成過程も含め、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう、分かりやすい情報を提供するものとする。	1 全事業を対象とした実施計画、事業評価等と予算編成が連動する仕組みが必要であると考えます。

番号	所属	令和 2 年度	令和 3 年度
1	財政課	・ 予算編成では、事前の新規主要事業ヒアリングの結果を反映させるほか、前年度決算の状況などを加味して査定を行っています。	令和 2 年度と同じ

条文	意見
(財政状況の公表) 第 33 条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。	1 財政状況の厳しさがもっと市民に伝わるよう、財政指標等、財政状況の問題点も含めてわかりやすく公表する必要があると考えます。

番号	所属	令和 2 年度	令和 3 年度
1	財政課	・財政状況を分かりやすくかつ広く市民に知ってもらうため、予算の執行状況を年 2 回、当初予算及び決算の概要をそれぞれ年 1 回広報紙に掲載しています。また、決算報告を広報紙に掲載すると合わせて財政指標についても記載しており、その指標が何を示しているのかについても理解していただけるように工夫をした書き方に努めています。	令和 2 年度と同じ
	上下水道総務課		・水道事業では、予算、決算の他に経営の健全性・効率性について経常収支比率等の指標を用いた経営比較分析表を公表しています。

条文	意見
(行政評価) 第 34 条 市長は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。 2 市長は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。 3 市長は、市民及び専門的知識を有する者による評価を行うなど、常に評価方法の改善に努めなければならない。	1 予算制度と連動した行政評価システムの確立や市民参画による評価を行い、課題等の適切な把握を行う必要があると考えます。

番号	所属	令和 2 年度	令和 3 年度
1	企画政策課	・EBPM の考え方に基づき、施策に投じたリソース（インプット）から最終的に生じた変化（インパクト）までを体系的に把握することができるしくみを検討します。	・総合計画の進行管理と予算制度を連動させる新たな行政マネジメントシステムの構築について検討を進めました。

条文	意見
(条例制定等の手続) 第 36 条 市は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、立案段階から市民の参画を図り、又は市民に意見を求めなければならない。 (1) 関係する法令又は条例等の制定改廃に基づくもので、その条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合 (2) 用語の変更等簡易な改正で、その条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合 (3) 前 2 号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合 2 提案者は、前項に規定する市民の参画等の有無及び状況に関する事項を付して、条例案を提出しなければならない。 (計画策定段階の原則) 第 37 条 市は、市の将来や市民生活に係る重要なまちづくりの施策の検討及び決定に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。 (計画策定手続) 第 38 条 市民に意見を求めるときは、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見及び情報を考慮して決定する制度やアンケートの実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、速やかに公表しなければならない。 (審議会等) 第 39 条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等に配慮するとともに、原則として市民から公募した委員を加えなければならない。 2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。	1 障がい者施策の観点から、障がいをお持ちの方も参画しやすいよう、一定の環境を整える合理的配慮が当然に必要と考えます。 2 より幅広く市民の参加を求めるには、会議開催の日時や回数等の検討も必要であると考えます。 3 構想段階で自由に意見が出せる場、計画段階における専門的な意見を踏まえた検討の場、実施段階における目標の共有を図る場、実施後の再検討の場における評価の場など、計画の各段階における協議スタイルの検討やメリハリのある情報化が重要と考えます。 4 審議会における公募委員の女性比率や個別計画の策定などに関わる附属機関等には、その当事者（たとえば、障がい者施策を検討する附属機関等においては障がいをお持ちの方やそのご家族など）の比率を増やすなど一定の検討が必要と考えます。 5 「公募市民等無作為抽出型登録制度」については、これまでの成果や課題などをまとめ、今後の運用を工夫する必要があるのではないかと考えます。 6 公募市民が附属機関等の委員として会議の場に参画できるよう、所管分野における情報提供など一定のサポートや配慮が必要であると思います。 7 審議会は条例の進行管理の役割もあると考えます。

番号	所属	令和 2 年度	令和 3 年度
1	障がい福祉課		・地域における障がい者等の課題を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議することを目的として設置している生駒市障がい者地域自立支援協議会においては、令和 2 年度途中に障がい者関係団体の代表者を増員し、多様な意見を取り入れることで、令和 3 年 3 月策定の障がい者福祉計画の内容等について、さらなる議論の充実を図りました。また、協議会開催にあたり、障がい者である当事者が参加しやすいよう会議場所の変更や手話通訳者の配置、ヒアリンググループの設置等の配慮を行いました。
	事業計画課		・生駒市バリアフリー基本構想策定業務の中でまち歩きとして現地の確認を行ったが、障がいをお持ちの方の参加には介助者の方にも参加いただきました。
2	秘書課		・懇話会委員については、多様な意見が聴取できるようさまざまな分野の方を委嘱しました。
3	企画政策課	・各計画の所管課と密に連携をとりながら、計画の各段階において市民の参画を図る方法を検討します。	

	SDGs 推進課	・第3次生駒市環境基本計画の策定において、環境審議会での審議、パブリックコメントの実施だけでなく、環境関連団体や環境分野以外の団体の代表者、一般市民の方を含めた市民ワークショップを開催し、構想段階から多様な視点で自由に意見を交わせる場を設けました。今後も計画の各段階において、ご意見をいただく場を設けていきたいと考えております。	令和2年度と同じ
	みどり公園課		・構想段階や計画段階において、意見をいただくとともに、実施後における評価等も実施します。
4	消費生活センター	・生駒市消費生活審議会委員（8名）の内、2名を公募市民から選出。2名とも女性とし、自治連合会の5地区から均等に選出しています。	令和2年度と同じ
	事業計画課		・協議会の構成の中で、1つ例を挙げると公募市民の枠から2名参加いただいているが、1名を男性、もう1名を女性の方に参加いただきました。
5	総務課	・公募市民等無作為抽出型登録制度により、公平により多くの市民に公募市民になっていたと機会が開かれていると考えています。また、審議内容が専門的であるために選任された公募委員が感じられる負担については、引き続いての課題ではあるが、公募市民等無作為抽出型登録制度の登録の際に、関心のある分野を8つの分野から選択して登録していただくようにしており、できる限り本人の関心のある分野において公募委員になってもらえるよう工夫をしています。	令和2年度と同じ
6	SDGs 推進課	・環境マネジメントシステム推進会議において、委員として市役所の業務活動などで生じる環境負荷を減らす取組や環境に関する施策の実施状況の確認をしていただく「エコチェック隊」を市ホームページや広報紙で募集し、環境マネジメントシステムの取組状況を毎年、点検・評価・目標設定していただいております。	令和2年度と同じ
7	SDGs 推進課	・環境審議会において、毎年、環境基本条例に規定する環境の保全及び創造に関する施策の進捗、市の環境の状況等について取りまとめて報告し、委員からいただいたご意見を環境施策に反映することで、進行管理を行っております。	令和2年度と同じ
	みどり公園課	・景観審議会における環境の整備について引き続き検討します。	
	スポーツ振興課	・生駒市スポーツ推進審議会の運営等について、生駒市スポーツ推進計画の重要施策のひとつに「障がい者スポーツ活動の推進」を掲げており、生駒市スポーツ推進審議会では、障がい者スポーツ活動実践者を委員として委嘱し、施策を進める上で、障がい者のスポーツ活動内容等についての審議、意見をいただいております。会議の開催については、全委員に日程調整の連絡をするなど、一人でも多くの委員が出席できるよう努めるとともに、計画策定時は、審議会の回数を増やすなど、適正な審議会運営を図っています。また、過去には、重要な計画の策定時には計画策定委員会の設置や、重要案件がある場合は懇話会の開催等、専門家や市民の意見を聴取する場を設けています。本審議会の女性比率は10名中4名(2020.6.19現在)となっており、公募市民については女性を選任し、女性委員を積極的に委嘱するよう努めています。スポーツ推進審議会から出された意見を基に、生駒市体育施設条例、その他関係規則を改正するなど、条例等の進行管理についても重要な役割を果たしていただいております。	

条文	意見
(市民自治の定義) 第 40 条 市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。 2 市民自治活動の主体は、自治会、ボランティア、NPO 等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるものとする。 (市民自治に関する市民の役割) 第 41 条 市民は、市民自治活動の重要性を認識し、自ら市民自治活動に参加するよう努めなければならない。 2 市民は、市民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。 (市民自治に関する自治体の役割) 第 42 条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う市民自治活動を尊重しなければならない。 2 市は、自治会、ボランティア、NPO 等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援するものとする。 (市民自治協議会等) 第 43 条 市民は、个性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会、NPO 等の多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織(以下「市民自治協議会」という。)を設置することができる。 2 市民自治協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら市民自治活動を行うものとする。 3 市は、市民自治協議会の活動に対して必要な支援を行うことができる。 4 市は、各種計画の策定及び政策形成に当たっては、市民自治協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。 5 市は、市民自治協議会の意向により、事務事業の一部を当該市民自治協議会に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。 6 前各項に関することは、別に定める。	1 市民は、住民自治の直接責任者であり、団体自治を間接統制する責任者でもあると考えます。 2 ボランティアや NPO、コミュニティへの人材教育のシステムをもっと有機的に繋いでほしいと思います。それには生涯学習などの役割のリニューアルも必要だと考えます。 3 中間支援のためのまちづくりコンサルタントの導入や、市民をコミュニティのトレーニング 学校などで養成、認定し、地域に派遣するなど、地域コミュニティの人材育成をしていく必要があると考えます。 4 地域の人口構成や環境などにより、地域課題が変わる可能性が高いと考えられるので、 自主性・積極性を誘導するための仕組みづくりも重要ではないかと考えます。 5 行政として地域担当制職員を置いて、地域を見ていかなければいけないと思います。 6 地域にはそれぞれ地域特性があるので、それらを十分把握した上での支援等が必要と考えます。

番号	所属	令和 2 年度	令和 3 年度
2	市民活動推進センターららポート	・テーマ型 NPO が地域との連携を行うための情報発信ツールとして、市民活動推進センターに関係しているテーマ型 NPO 等が地域に還元できる事業をリスト化した「おたすけ帳」を作成し、自治会や高齢者サロン、学童等への配布を始めています。	
3	市民活動推進課		・複合型コミュニティ事業において、中間支援の仕組み構築に向けて検討しています
4	市民活動推進課	・100 の複合型コミュニティ事業においては、各自治会が主導となり事業を進めています。	
5	市民活動推進課	・100 の複合型コミュニティ事業において、地域で課題や解決策をファシリテートできる職員を育成しており、当該職員が今後地域でワークショップなど開催出来る計画をしています。	

6	市民活動推進課	・100 の複合型コミュニティ事業を中心として、職員が集会所での催しなどを見学し、自治会長など対話を繰り返しています。	
	地域包括ケア推進課		・市内各地域包括支援センターにおいて、生活支援コーディネーターの配置を進め、地域特性を把握、理解した上で社会資源の開発などを行います。
	事業計画課		・生駒市地域公共交通計画策定業務の中で実施した市民アンケート調査について、お住まいの町を回答していただき、調査結果を地域ごとにまとめることができました。 ・今後も引き続き、アンケート調査の結果を町ごとにまとめたり、地元に精通している方へのヒアリング調査を行う等、地域特性や課題を把握した上で、その地区に合ったサービスの導入を検討していきます。 ・生駒市バリアフリー基本構想策定においては、まち歩きにて重点整備地区内のバリアフリー上の問題箇所を確認しました。
	みどり公園課		・ワークショップなどを通して、地域の課題解決に取り組みます。

条文	意見
(情報への権利) 第 46 条 市民は、法令等により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。 (情報共有制度) 第 47 条 市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組み及び体制の整備について必要な措置を講じなければならない。 (情報収集及び管理) 第 48 条 市は、常に市政運営に必要な情報の収集に努めるとともに、その保有する情報を適正に管理しなければならない。 (個人情報の保護) 第 49 条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。	1 ホームページ等については、市民の知りたいことについて、すぐに情報を得られる工夫が必要と考えます。

番号	所属	令和 2 年度	令和 3 年度
1	秘書課		・誰もが見やすい、アクセスしやすいよう、配慮しました。
	広報広聴課	・アクセスログなどから市民が知りたい情報を検知し、その情報をトップページへ掲載したり SNS で発信するなどし、アクセスしやすい環境を作っています。	令和 2 年度と同じ
	ICT イノベーション推進課	・市の保有する行政情報を誰でも活用できる形で公開する「生駒市オープンデータポータルサイト」を平成 29 年 3 月に開設しました。「オープンデータ」とは「機械判読に適したデータ形式で二次利用が可能な運用ルールで公開されたデータ」と定義され、市民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が期待されています。 ・本市では、ポータルサイト運用やデータ追加に加え、市民に向けた周知や利活用促進ワークショップ等、庁内のデータ収集や意識醸成に継続して取り組む中、市民による利活用事例も複数生まれています。引き続き庁内外の多様な主体と連携しながら、更なる普及啓発や、公開データの充実、利活用促進等を図ります。	令和 2 年度と同じ
	事業計画課		・計画の策定において、協議会のホームページに掲載するとともに Twitter を活用した PR も行いました。また、生駒市バリアフリー基本構想については、広報誌にも策定した旨を掲載しました。
	みどり公園課		・掲載方法など内容に注意して作成します。

条文	意見
(近隣自治体との連携) 第 51 条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、近隣自治体との情報共有と相互理解の下、連携してまちづくりを推進するものとする。	1 生駒で起こる災害の想定があまりされていないように思います。また、場合によっては、災害時に近隣自治体に避難の方が安全ということも考えられます。そのような時に、近隣自治体と協定などができているか確認が必要だと考えます。 2 コミュニティ単位で行われる防災訓練において、障がい者受入訓練や男女共同参画の視点をおいた訓練、また、地域の防災士との連携などが必要であると考えます。

番号	所属	令和 2 年度	令和 3 年度
1	防災安全課	・本市は現在、奈良県内市町村、大東市、四條畷市と災害時の避難者受入れについての協定を締結し、対策を講じております。災害時は協定に基づき、市民の方の近隣自治体への避難に関して対応していきたいと考えております。	令和 2 年度と同じ
2	防災安全課	・現在のところ、各地域での防災訓練において、意見書記載の訓練の実施や地域の防災士との連携はできておりません。しかしながら、そういった訓練を取り入れることは必要であると認識しており、また、地域の防災士との連携は、自治連合会と共に、連携を図る取り組みを進めているところです。	・現在のところ、各地域での防災訓練において、意見書記載の訓練の実施や地域の防災士との連携はできておりません。しかしながら、そういった訓練を取り入れることは必要であると認識しており、また、地域の防災士との連携は、自治連合会と共に、連携を図る取り組みを進めているところです。令和 2 年度は、避難所検討会を開催し、地域の防災士にも「防災リーダー」として参加してもらい、地域住民と一緒に避難所の利用方法や運営について考える機会を設けました。
	男女共同参画プラザ	・自治会・自主防災会・小中学校の施設管理者と協働で、避難所 HUG と災害対応カードゲーム「クロスロード」などを実施し、女性の視点からの防災・復興体制の強化を図るとともに、災害時には必要な対応を取れるよう取り組んでいます。今後も引き続き講座や啓発を行います。	

条文	意見
(国際交流及び多文化共生) 第 53 条 市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力を努めるとともに、多文化共生社会の視点に立ったまちづくりを推進するものとする。	1 特定技能実習生などが増えています。行政だけでは対応しきれないと思うので、大学などと連携して対応していく必要があると考えます。

番号	所属	令和 2 年度	令和 3 年度
1	秘書課		・市制 50 周年を機に奈良先端大との連携強化を進めています。
	人権施策課	・現在は、国際化ボランティアの市民の皆さんの協力を得て対応しています。今後は、奈良先端科学技術大学院大学などとも連携し、こういったサービスを提供できるかを検討していきたいです。	令和 2 年度と同じ